

(業者提示用・物品出納通知書用)

物品購入等仕様書 (内訳書)							A			
発注局課	選挙管理委員会事務局選挙課			担当者名	三好		電話 (671-3335)			
納入期限	令和2年3月31日			部分払	しない					
納入場所	選挙管理委員会事務局選挙課			用途	常時啓発					
分類 番号	品名	メーカー・型番 (同等品可)	品質・ 形状等	数量	単位	定価	単価 @	金額		
	みなとみらい駅 70インチ両 面デジタルサイネージ		仕様書 の通り	1	式					
合 計										

グリーン購入

非該当

(備考)

- 1 発注に際しては、太枠内の各項目を必ず記入すること。
- 2 物品出納通知書の内訳書として用いる場合は、契約決定による単価及び金額等を記入すること。

仕様書

1 目的

各種選挙への投票参加の呼びかけや明るい選挙推進のため、みなとみらい線みなとみらい駅における動画等広告を掲出する。

2 掲出場所、数量、期間

みなとみらい線みなとみらい駅 70 インチ両面デジタルサイネージ

令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日（連続 6 か月間）

1 ロール（3 分）あたり 1 回（30 秒）以上

ただし、1 か月に 1 度、広告を差し替えできること。差し替える時期については、選挙管理委員会事務局選挙課の指示によること。

また、ラックにチラシの配架を行い、随時補充を実施すること。実施時期については、選挙管理委員会事務局選挙課の指示によること。配架に必要なチラシについては、市選管へ来課し受け取ること。

3 日程

契約決定後	動画等データ入稿
令和元年 10 月 1 日	動画等広告掲出開始
令和 2 年 3 月 31 日	動画等広告掲出期限
随時（開始時、差替え時）	動画等掲出の写真報告書の提出

4 その他

- (1) 広告枠は、選挙管理委員会事務局選挙課にて仮おさえ済
- (2) 放映の前後に選挙の候補者、もしくは政党等の広告が入らないようにすること。
- (3) 上記の掲出期間に掲出することができない場合には、すみやかに選挙管理委員会事務局選挙課に報告・協議すること。
- (4) 掲出時に写真を撮影すること。掲出後、14 日以内に掲出写真を記載した報告書を提出すること。なお、掲出内容差し替え時には、随時差替え後の動画等広告を写真撮影し、当該動画等広告開始後 14 日以内に写真を撮影したものを報告書として提出すること。
- (5) 公共割引申請書が必要な場合、選挙管理委員会名で提出するため、書式を用意すること。
- (6) 仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、必ず選挙管理委員会事務局選挙課に連絡すること。